

第4号議案 定款中一部変更の件

1. 変更の趣旨

基金の再募集に伴い、以下のとおり所要の変更を行いたいと存じます。

- (1) 基金の再募集に伴い、第6条の基金の総額を変更するとともに、附則第5条に平成28年度の基金拠出者の権利に関する事項を定めるものであります。
- (2) 第6条の定款変更は基金の払込みをもって効力が生じることから、基金の再募集が完了するまでの間における基金の総額について、附則第2条に経過措置を定めるものであります。
- (3) 附則第2条および第5条の新設に伴い、現行の附則第1条から第3条を変更するものであります。

なお、保険業法第126条の規定に基づき、基金の償却に関する事項について定款変更を行う場合には、内閣総理大臣の認可を取得することが必要であることから、現行の附則第1条から第3条の変更および附則第5条の新設は同認可を取得した日を効力発生日とさせていただきます。

2. 変更の内容

現行定款中、一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第6条（基金の総額） 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。以下同じ。）は <u>2,460</u> 億円とする。	第6条（基金の総額） 当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。以下同じ。）は <u>2,570</u> 億円とする。
附則	附則
第1条（平成14年度の基金の拠出者の権利に関する事項）	第1条（平成14年度の基金の拠出者の権利に関する事項）
1. <条文省略>	1. <現行どおり>

<p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、以下の<u>2</u>条を自動的に繰り上げる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、以下の<u>4</u>条を自動的に繰り上げる。</p> <p><u>第2条</u> <u>(基金110億円の再募集に伴う基金の総額に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 第6条の規定中、基金110億円の再募集に伴う基金の総額の変更については、平成28年8月31日までの当会社の決定した当該基金の払込期日を効力発生日とする。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の効力発生日をもって自動的に削除する。この場合において、以下の3条を自動的に繰り上げる。</u></p>
<p>第<u>2</u>条（平成20年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. <条文省略></p> <p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、<u>次</u>条を自動的に繰り上げる。</p>	<p>第<u>3</u>条（平成20年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、<u>以下</u>の<u>2</u>条を自動的に繰り上げる。</p>
<p>第<u>3</u>条（平成27年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. <条文省略></p> <p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第<u>4</u>条（平成27年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。<u>この場合において、次</u>条を自動的に繰り上げる。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>第5条（平成28年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</u></p>

	<p><u>1. 平成 28 年度の基金の拠出者に対しては、第 7 条第 1 項の基金の償却を、保険業法第 55 条第 2 項の範囲内で、基金拠出契約後 10 年経過後の償却期限の到来日までに行う。</u></p> <p><u>2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。</u></p>
--	--